

厚生労働省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率(案) [※] (厚生労働省評価委員会)
勤労者退職金共済機構 理事長代理（建退共担当）	H16. 7. 1～H20. 6. 30 (同上)	1. 0
雇用・能力開発機構 監事	H18. 3. 1～H20. 7. 25 (同上)	1. 0

※ 業績勘案率（案）の算定内容は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率（案）について」（平成 21 年 4 月 3 日付け独評発第 0403001 号）をもって厚生労働省評価委員会から通知のありました独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長代理及び独立行政法人雇用・能力開発機構監事に係る業績勘案率（案）「1. 0」については、これらの法人の業務に係る現行制度の規定及び中期目標の達成状況を総合的に勘案すれば異議はありません。

なお、独立行政法人雇用・能力開発機構について、中期目標が達成されているにもかかわらず、昨年 12 月の閣議決定において廃止することになった事実等を考慮すると、独立行政法人の担当する事務・事業の設計や中期目標の妥当性についての厳しい批判は避けがたいと考えますので、今後、事務・事業や中期目標に係る検討の際には、国民への説明の視点から厳格な検証に御配慮されるべきものと考えます。

以上

別紙

厚生労働省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容			業績勘案率 (案) (調整後)
				年度評価実施期間等の 実績値に在職月数に応じて 加重平均した値	調整		
		(参考) 在任期間	目的積立金の状況 (※1)		職責事項の 申請の有無 (※2)		
勤労者退職金共済機構	理事長代理	H16.7.1～H20.6.30	同左	1.0	なし	なし	1.0
雇用・能力開発機構	監事	H18.3.1～H20.7.25	同左	1.0	なし	なし	1.0

(※1) 「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について」(平成16年3月30日厚生労働省独立行政法人評価委員会) (以下「業績勘案率の決定方法」という。) 1-④において「1.0を超える業績勘案率を決定する場合は、当該役員の在職期間における目的積立金の状況等に照らして適切であるかを考慮することとする」とされている。

(※2) 業績勘案率の決定方法1-⑤において、退職役員の職責に係る特段の事項(以下「職責事項」という。)については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、算出された数値に0.5を上限として増減できることとする旨規定されている。

(案)

業績勘案率資料

政 委 第 号
平成 21 年 月 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原 哲夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素之

「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職金に係る
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率(案)について」(平成21年4月3日付け独評発第0403001号)をもって貴委員会から通知のありました独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長代理及び独立行政法人雇用・能力開発機構監事に係る業績勘案率(案)「1.0」については、これらの法人の業務に係る現行制度の規定及び中期目標の達成状況を総合的に勘案すれば異議はありません。

なお、独立行政法人雇用・能力開発機構について、中期目標が達成されているにもかかわらず、昨年12月の閣議決定において廃止することになった事実等を考慮すると、独立行政法人の担当する事務・事業の設計や中期目標の妥当性についての厳しい批判は避けがたいと考えますので、今後、事務・事業や中期目標に係る検討の際には、国民への説明の視点から厳格な検証に御配慮されるべきものと考えます。